

公 告

室戸市建設工事共同企業体取扱要領（令和３年告示第３号。以下「取扱要領」という。）の規定に基づき、次のとおり一般競争入札を行いますので、室戸市契約規則（昭和３９年規則第７号）第７条の規定により公告します。

令和８年１０月７日

室戸市長 植田 壯一郎

記

第１ 入札に付する事項

- １ 工事番号 令和８年度 消防単 第１－３号
工 事 名 消防庁舎耐震補強・増改築電気設備工事
- ２ 工事場所 室戸市室津１２番地（消防庁舎）
- ３ 工事概要 別添付ファイル参照
- ４ 工事期間 令和９年１月１５日（予定）～令和１０年１月１５日（予定）
- ５ 予定価格 １９３,３１０,０００円（消費税及び地方消費税相当額除く）
（工種：改修電気設備工事）
- ６ 最低制限価格 有（事後公表）
- ７ 現場説明 無
- ８ 申請期間 公告の日 から 令和８年１０月２７日（火）
までの電子入札システム稼働時間中（閉庁日を除く日の午前８時から午後８時まで）。ただし、持参又は郵送による提出の場合の提出期限は、最終日の午後５時とする。
- ９ 入札手続 電子入札システムによる
自主結成された特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）の代表構成員が電子入札システムに登録している電子証明書を使用して、申請及び入札を行うものとする。なお、申請にあたっては、共同企業体名を入力すること。
各通知等は代表構成員が登録したメールアドレスに送付するので注意すること。
- １０ 入札書の提出及び開札予定
 - （１）入札期間 令和８年１０月３０日（金）から 令和８年１１月２日（月）まで
電子入札システム稼働時間中（閉庁日を除く日の午前８時から午後８時まで）。ただし、最終日の提出期限は午後５時までとする。

(2) 開札予定日

日 時 令和8年11月4日（水） 午前9時35分から

場 所 室戸市財産管理課

- 11 この入札への参加者は、別に定める電子競争入札心得及び電子競争入札の取扱いを了知すること。
- 12 この入札の参加申請において提出された申請書等は、返却しない。また、申請書等については提出期限後の差し替え、訂正等は認めない。
- 13 申請書等に虚偽の記載をしたことが判明した場合は、当該申請を失格とする。

第2 入札参加資格に関する事項

※この入札は、共同企業体による一般競争入札により行います。

参加される方は、第1の8の申請期間内に入札参加資格申請書を提出してください。

この競争入札の共同企業体は次に掲げる要件を満たした者であること。

1 共同企業体の要件

- (1) 共同企業体の構成員の数は2者又は3者とする。
- (2) 構成員の組合せは、代表構成員の資格要件を満たす1者とその他の構成員の資格要件を満たす1者又は2者で、かつ、室戸市建設工事等競争入札参加資格者名簿に登載されている市外業者と市内業者との組合せとする。
- (3) 各構成員の出資比率は、2者の場合は出資総額の30%以上、3者の場合は当該共同企業体の出資総額の20%以上でなければならない。
- (4) 代表構成員は、構成員の中で施工能力及び出資比率が最も大きいものであること。
- (5) 代表構成員は、構成員間相互で電気工事（建設業法第2条第1項に規定するもの。以下同じ。）の高知県の格付で等級が異なる場合には、上位等級の者であること。
- (6) この入札において、各構成員は同時に他の入札参加者の共同企業体構成員となっていないこと。
- (7) 各構成員は、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する組合でないこと。

2 共同企業体の構成員の要件

- (1) 令和8年度室戸市建設工事等競争入札参加資格者名簿登載業者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (3) この公告の日以後落札決定前の間に、室戸市建設工事指名停止措置要綱（平成19年告示第35号）又は指名回避措置基準要領（平成18年4月1日施行）に基づく指名停止等の措置を受けていない者
- (4) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平

成 14 年法律第 154 号) に基づく会社更生手続開始の申立て、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律 (平成 11 年法律第 158 号) に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) に基づく再生手続開始の申立てのいずれも行っていない者又はこの公告の日から当該工事の入札の日までの間に、建設業法第 28 条第 3 項に基づき営業停止処分を受けた者のうち、その範囲を「公共工事に係るもの」とされた者

その手続を行った者にあつては、その手続開始後に当該年度の室戸市建設工事競争入札参加資格の再認定を受けている者

- (5) 建設業法第 8 条第 9 号及び室戸市の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則 (平成 25 年規則第 31 号) 第 2 条第 2 項第 5 号に規定する排除措置対象者に該当しない者
- (6) 入札に参加しようとする者との間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

なお、本工事に「一般競争入札参加資格申請書」を提出した者との間において以下の基準に該当する資本関係又は人的関係がある場合には、当該資本関係又は人的関係がある全ての者の入札参加資格を認めないこととする。

ア 資本関係

次のいずれかに該当する 2 者の場合

- (ア) 子会社等 (会社法 (平成 17 年法律第 86 号) 第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社等をいう。以下同じ。) と親会社等 (同条第 4 号の 2 に規定する親会社等をいう。以下同じ。) の関係にある場合
- (イ) 親会社等と同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する 2 者の場合。ただし、(ア)については、会社等 (会社法施行規則 (平成 18 年法務省令第 12 号) 第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。以下同じ。) の一方が民事再生法第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社 (会社更生法第 2 条第 7 項に規定する更生会社をいう。以下同じ。) である場合を除く。

- (ア) 一方の会社等の役員 (会社法施行規則第 2 条第 3 項第 3 号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。) が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
 - a 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
 - (a) 会社法第 2 条第 11 号の 2 に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
 - (b) 会社法第 2 条第 12 号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

- (c) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
- (d) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役員
- b 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
- c 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
- d 組合の理事
- e その他の業務を執行する者であつて、a から d までに掲げる者に準ずる者
- (イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下「管財人」という。）を現に兼ねている場合
- ウ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合
 - 組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合、
 - その他上記ア又はイと同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

3 代表構成員の要件

- (1) 高知県内に本店または支店もしくは営業所等を置く者で、建設業法（昭和24年法律第100号）第27の23第1項の規定による経営事項審査（当該審査基準日は、申請書の提出日以前1年7月以内の日であること。）の電気工事の総合評価値（P）が650点以上の者であること。
- (2) 特定建設業許可については指定しない。ただし、下請契約の請負代金の額の合計額が5,000万円以上となる場合には、電気工事に関し、特定建設業許可（建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項第2号）を受けている者であること。
- (3) 同種・類似工事を施工した実績として、平成28年度以降10年間に、元請け（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合のものに限る。）として完成・引渡しをした次の公共工事とする。
 - ア 最終の請負契約金額が11,000万円以上の電気工事
 - ただし、令和8年度に実施した工事で、入札参加申請時点までに完了し、挙証資料が提出可能なものは、実績として申請できるものとする。
- (4) 次の要件を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。
 - ア 主任技術者は、1級電気工事施工管理技士、2級電気工事施工管理技士又はこれらと同等以上の資格を有する者であること。監理技術者にあつては、1級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有し、電気工事における監理技術者資格証又は監理技術者講習修了証を有する者であること。

- イ この公告以前に代表構成員に採用され、引き続き 3 カ月以上雇用されている者であること。
- ウ 許可業種の別に関係なく、建設業法第 7 条第 1 号若しくは第 15 条第 1 号に規定されるいわゆる経營業務の管理責任者又は第 7 条第 2 号及び第 15 条第 2 号に規定する営業所の専任技術者でないこと。
- エ 同種・類似工事として平成 28 年度以降に、完成・引渡しが完了した最終請負金額 11,000 万円以上の電気工事の現場代理人又は主任技術者若しくは監理技術者の従事経験を有する者であること。ただし、工期途中で変更になっている場合は、実績として認めない。

4 その他の構成員の要件

(1) 次の要件を満たす者であること。

室戸市内に本店または支店もしくは営業所等を置く者で、令和 8 年度室戸市建設工事等競争入札参加資格審査決定通知書における電気工事の格付が B 等級以上の者であること。

(2) 次の要件を満たす主任技術者を当該工事に専任で配置できること。

- ア この公告以前に申請者に採用され、引き続き 3 カ月以上雇用されている者であること。
- イ 許可業種の別に関係なく、建設業法第 7 条第 1 号若しくは第 15 条第 1 号に規定されるいわゆる経營業務の管理責任者又は第 7 条第 2 号及び第 15 条第 2 号に規定する営業所の専任技術者でないこと。
- ウ 建設業法第 26 条の規定による主任技術者として従事するための資格要件を満たす者であること。

第 5 入札参加の方法等

当該工事の入札に参加しようとする者は、別紙 1 に定める様式により、市長に「一般競争入札参加資格申請書」、「一般競争入札特定建設工事共同企業体参加資格審査申請書」、「特定建設工事共同企業体協定書（甲）」、「同種・類似工事の実績調書」及び「配置予定技術者届出書」を提出しなければならない。

1 申請書提出期間

この公告の日 から 令和 8 年 10 月 27 日（火） 午後 8 時まで

申請書及び評価基準の提出は、ダウンロードした様式により、電子入札システムの「一般競争入札参加資格確認申請書提出画面」から作成済みの電子ファイルを添付して提出すること。特に認めた場合を除き郵送等その他の方法による申請を受け付けない。

2 申請書の交付場所

入札情報システム又は室戸市ホームページからダウンロードすることができる。

第6 設計図書の閲覧等

1 閲覧

設計図書は、入札情報システムにおいて閲覧することができる。

入札情報システム：<https://ppi.pref.kochi.lg.jp/juchuweb/?kikanNo=1202>

2 質疑回答

設計図書の内容についての質疑がある場合は、次のとおり取り扱う。

- (1) 質疑は入札情報システムにて提出し、提出した際には必ず室戸市財産管理課に提出した旨を連絡すること（口頭及び入札情報システム以外のメールでの質疑は受け付けない）。
- (2) 質疑締切日時 令和8年10月23日（金） 午後5時まで
- (3) 質疑に対する回答 入札情報システムにて回答を公開する。

第7 入札方法等

- 1 入札は、入札期間に、電子入札システムにおいて、入札金額を登録する方法で行う。
- 2 入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかに関わらず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を電子入札システムに登録すること。併せて、電子入札システムに定める仕様により、電子くじで使用するくじ番号を登録すること。
落札決定に当たっては、電子入札システムに登録された金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切捨てた金額）をもって落札価格とする。
- 3 同日に行う入札件数が受注可能件数を超える場合に、受注可能件数届出書（入札辞退届）の電子ファイルを開札日の前日までに、電子メールにより提出すること。提出した際は、必ず室戸市財産管理課担当者にその旨を電話で連絡すること。
- 4 別に定める電子競争入札心得に規定される無効又は失格に該当する入札は、この入札において無効又は失格として扱う。

第8 入札保証金 免除する。

第9 最低制限価格 設定有り（事後公表）

第10 契約保証金

落札者は、契約の締結に際し、契約規則第39条の契約保証金を落札決定後速やかに納付しなければならない。ただし、契約規則第40条の規定により免除された場合又は契約規則第41条の規定による契約保証金に代わる担保を提供した場合は、この限りでない。

第 1 1 工事費内訳書の提出

工事費内訳書の提出を義務付ける。電子入札システムにおいて、入札金額の登録時に添付して提出すること。

第 1 2 入札結果の公表

この入札の結果については、落札者決定の翌日以降に、電子入札システム（入札情報システム）に掲示する。

第 1 3 その他

- 1 落札者は、令和 8 年 1 1 月 1 8 日(水)までに仮契約を締結すること。
- 2 落札者は、建設業法第 20 条の 2 第 2 項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定から契約締結までに、その旨を当該事象の状況を把握のため必要な情報と併せて通知すること。
- 3 本件の競争入札及び契約に関する提出書類に虚偽の記載があることが判明したときは、契約を解除するとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止措置を行うことがある。
- 4 仮契約書は、室戸市議会の議決を得た後、発注者が受注者に対して本契約とする旨の意思表示をしたときに本契約書(地方自治法第 234 条第 5 項の契約書)となる。ただし、発注者が、室戸市議会で議決が得られなかった場合でも、受注者に対していかなる責任も負わない。
- 5 この入札の落札者は、契約締結時に「現場代理人・技術者届」の提出を義務付ける。契約期間中の現場代理人の常駐又は技術者の専任等の確保が困難と認められる場合には、落札の取消し又は契約の解除を行う場合がある。
- 6 この入札の落札者は、契約締結時に中間前払い又は部分払いのいずれかを選択できるものとし、契約締結後の変更は認めない。
- 7 本工事は、入札における積算内容に対する疑義申立て対象工事である。
- 8 この契約において、談合等の不正行為により本市が被った金銭的損害の賠償については、賠償額の予定に関する契約条項に基づき損害賠償を請求する。
- 9 その他不明な点は、室戸市財産管理課に問い合わせること。